



紹介 大沼保昭著『人権、国家、文明』

芹田, 健太郎

(Citation)

国際法外交雑誌, 100(5):767-773

(Issue Date)

2001-12

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007148>



紹介

大沼保昭著

『人権、国家、文明』

(筑摩書房、一九九八年、三五三十一頁)

神戸大学教授 芹田健太郎

本書は著者がこの一〇年ほどの間に人権について様々な角度から考え、一部は英語や日本語で公表していたものを、二世紀の人類社会全体に妥当し正統性をもちうる人権観は何か、という主題を中心にまとめたものである。全体は七章三五〇頁にもなる大部なものであり、読破するには相当のエネルギーが必要である。

本書の構成は次の通りである。序 問題の所在。第一章 国際秩序を揺るがす三つの相剋と文際のアプローチの必要性。第二章 国際社会における自然権思想。第三章 人権は主権を越えるか——不干渉原則と「普遍的価値」との相剋。第四章 人権の普遍性対相対性論争と現行人権基準の問題性。第五章 欧米中心主義、自由権中心主義、個人中心主義の問題。第六章 人権の普遍化と非欧米諸国。第七章 文際的人権観の模索。

著者はこうした本書の構成について次のように言う。まず、人権をめぐる基本的な三つの相剋、(一)経済、情報の国際化と主

権国家体制との相剋、(二)人間尊厳の世界的希求と途上国の被害者意識との相剋、(三)経済力と知的覇権との国際的亀裂、を概観し、この相剋を克服する文際的視点の必要性を述べる第一章、次いで、人権思想の先行観念である自然権思想とその発想枠組みが国際関係においてもつ意味を、人民の権利、国家平等原則「権利」のもつ訴求力などの観点から考察する第二章、第三に、人権の国際的保障の意味を一般的に検討するとともに、「人権対国家主権」の極限状況ともいふべき大規模かつ深刻な人権侵害阻止のための国際的干渉の正統性と合法性の問題を考察する第三章、さらに、第三章で示唆した人権評価基準の正統性の問題を旧来の「人権の普遍性対相対性」の枠組みで概観し、問題を指摘する第四章、続いて、欧米中心主義・自由権中心主義・個人中心主義という三つの位相において、これまで「普遍的」とされてきた人権基準の問題性を明らかにする第五章、他方で、こうした人権の疑似普遍性に抵抗してきた途上国を中心とする非欧米諸国の主張の問題性を、ある時期・社会に支配的な宗教や文化の解釈の絶対化の誤謬および国際公共秩序への積極的参与の不在という点から指摘する第六章、そして、最後は、こうした議論を踏まえて真に地球的規模の正統性をもつ文際的人権の手がかりを示唆する最終章である。

(一)

本書の神髄を手取り早く知るには、第一章と第七章を読む

のがよい。第一章において「文際的人権観 (an intercultural approach to human rights)」が語られる。著者のいう「文際的人権観」は、人権の押しつけへの途上国の反発、法と個人を中心とする発想とは異なる文化、宗教、社会的慣習と人権の普遍化との関係をどのように考えていくか、という課題に応える一つの試みであり、人権を単にそれが生まれ育った近代の欧米中心の文明の枠組みで考えるのではなく、歴史的にそれと並列し、二十一世紀には近代文明の行き過ぎと限界を克服するために求められるであろう東アジア文明、イスラーム文明などの他の文明の観点からも捉えることを意味する。なぜなら、

人権の理念と人権保障のメカニズムがアジア諸民族を含む人類に実際にもたらした、また今後もたらしうる利益は巨大なものであり、その点は評価しなければならないからである、と。著者にとって、人権は、なによりも自らの切実な要求を自らの知恵と力で実現していくところにその根本的意義があり、途上国における深刻な人権侵害とそれへの先進国中心の対症療法的対応という図式が続く限り、人権の地球的規模の普遍化と浸透には巨大な障壁が残るからである。著者のいう文際的人権観は、イスラーム圏や儒教圏、キリスト教圏など、そもそも国家を越えた地域的広がりをもつ存在、活動に着目し、その意義を強調する。また、文際的人権観は、文明の複数存在に着目し、支配的文明の過大な影響力を制約するものであり、「国際的」問題を考察する上で、「民際的」(transnational) 視点とともに、有

用な是正的・補充的機能を果たしうるものである。なおまた、著者によれば、文際的人権アプローチは今後安全保障、環境、経済等の諸分野で試みられなければならないが、またその過程で方法として批判され、確立されるべきものであり、本書はそうした国際問題一般に適用されるべき文際的人権アプローチの人権分野における試みである。

第七章において著者は文際的人権観を模索する。まず、著者は、人権が社会権や自決権を含む包括的人権に変容することによって初めて地球的規模の普遍的人権となりえた、と言う認識を示す。そして、世界人権宣言、国際人権規約、ウィーン人権宣言を中心とする国際人権規範の総体は、今日国際社会の圧倒的多数を占める国々の明示的・黙示的承認を受けたものであり、国際的正統性をもつが、そのままでは民際的・文際的正統性をもつものではなく、民際的・文際的正統性は別個に検討し抽出しなければならない、と言う。具体的作業は、したがって、現行の国際人権文書を手がかりに文際的人権観から補完は正するという方法によることになる。その際、個別文化・宗教による人権の基礎づけが必要とされるが、単に生きた宗教・社会規範の共通性を探るにとどまらず、その共通性の背後にある根本理念や体系性との関連で考察しなければならない。また、国際公共的人権観が不可欠である、と言う。そして、国際人権文書は「国家間の interstate」人権観であり、「政府間 inter-governmental」の人権観であるので、民際的人権観からの批判的検討が必要とさ

れるが、国家や国際組織と並んで一定の公共性を担うものと性格づけられるNGOの活動が重要である、と言う。この第七章の著者の比較文明論的記述は圧巻である。ただ、著者は支配文化の中における批判検討の必要をも説いているので、武者小路公秀の政治文化論から提唱する文化的共鳴の理論とは必ずしも同じではないが、文明の共存の世界での方法論としては、文化を支配文化・残存文化・新興文化に分ける論も一考に値するように思える（同「人権概念の普遍性と多元性」国際人権創刊号参照）。現在の国際社会について、私は一九六〇年の植民地独立付与宣言によっていずれかの文明が優位するというのではない対等な多様な文明からなる普遍的国際社会の成立が確認されたとの認識をもつ（拙著『普遍的国際社会の成立』（一九九六、有斐閣）ので、著者の指摘は私には大いに刺激的である。

(二)

第二章は国際社会における自然権思想を取り扱う。著者のビトリア、グロテュウス、ホッブス、ヴァッテル論には聞くべきものが多い。著者の国際人権保障に関する基本的認識は、国際人権保障が現代国際法の最も顕著な特質の一つであるとするが、国際人権保障の確立が以前から進行していた各国憲法による自然権の実定化の国際社会への波及という性格をもっている、とするものである。第二次世界大戦前後の悲惨な体験を経て戦後の各国は戦前よりはるかに徹底した人権保障規定をもつ憲法を

制定した、と言う。しかし、私などは、国際人権保障の契機については、単に「国際社会への波及」というにとどまらず、第二次大戦が民主主義や人権保障というイデオロギーを正面に出した戦争であった点に求める（拙稿「世界人権宣言採択の経緯と意義」国際問題一九九八年六月四五九号参照）ので、著者のこの認識は若干奇異な感じを受ける。第三章は、人権は主権を超えるか、という問いに答えるには、どのような人権侵害に対して、どのような主体が、どのような方法で関与することが認められるか、を具体的に考察する必要があるとして、人権の国際的履行確保制度と現行制度の欠陥を埋めるための道、とくに人道的干渉を論じる。第四章では、人権の普遍性対相対性の議論を踏まえつつ、そうした議論の枠組み自体を対象化し、各国の人権状況を客観的に評価して、国際社会の限られた資源を最大効果的に人権状況の改善に投入することの重要性を指摘する。ところが、人権評価基準にも問題があり、とくに主要人権NGOは社会権への関心をほとんどたず、自由権中心であることを指摘する。

第五章は、欧米中心主義、自由権中心主義、個人中心主義批判である。もともと、著者は言う。確かに、人権は「国家権力による侵害から個人を保護するもの」として近代欧州に誕生したが、次第に自由権のみならず、社会権も包摂するようになり、とくに、八〇年代以降は多くの学者・実務家が、権利として実質化することに努力を払っており、その努力は欧州を中心に実

りつつある、と。そして、著者は、自由権中心主義とその歴史的背景について、経済的に十分「先進的な」状態となった二〇世紀後半に至って初めて、欧米諸国は自由権的人権を体制維持の重要なシンボルとして掲げ政府も一般市民も重大な関心をもつようになった、と言う。そして、自由権中心主義克服の動きでは、途上国による生存権の主張と先進国の人権理論における社会権の重要性認識の高まりを指摘する。

第六章では、途上国の相対的人権論の問題性を「主権国家、民族主義と人権」「不干渉原則と人権」「国際人権文書の文際性と途上国における社会権の重要性」「人権の普遍化と途上国の課題」に分けて論じ、さらに、国際人権保障と日本を取り上げ、「日本における国際人権への関心」「日本における国際人権観の問題性と可能性」「文際的人権観からの眺め」に分けて論じている。著者は、日本の国際政治学や国際法学について、とくに人権理論について日本の研究者の自由権中心主義には、研究者にも共通する欧米中心主義、学問における脱亜入欧的発想、とくに「人権先進国米国」への過度の思い入れといった要素があったのではないかと、言う。そして、国際法学は憲法学などに比較してささ自由権・社会権の峻別論と自由権中心主義が強かった、と断定する。

(三)

以上が私の本書の大まかな読みとりである。以下、私の読み

とった限りで、こうした著者の認識について、いくつかの問題を指摘しておきたい。たとえば、第二次大戦後ベトナムがその独立宣言の中で引用したアメリカ独立宣言やフランス人権宣言から人権の歴史を始めるとして、こうした十八世紀、十九世紀に見られる古典的な人権宣言が自由権を中心にしたのは、産業革命がはじまり商品経済の自由競争になると、この社会を担った新興勢力にとって自由と財産こそが最大の要求物であり、したがって、国家からの自由が必要とされたからである、と通常は理解されているように思われる。そして、自由に物を所有し、自由に契約を結び、自由に経済活動を営むことのできる経済社会に入り込んだところに、今日の資本主義社会の出発点があったのである。しかし、歴史が示すように、経済的自由の無制限な行使の結果、生産と富の著しい増大をもたらすと同時に貧困と飢餓とに追い詰められた人々を生み出し、近代国家の基礎となっている所有権の絶対性と契約の自由の制限を加えて国家が積極的に国民生活を規制し、国民生存に配慮することが要請され、現代の福祉国家ないし社会国家が芽生えるのである。これは、一言で言えば、経済的自由の保障の相対化である。もっとも、こうした社会権の基本権の本格的展開は、周知のように、第一次大戦後のことである。この場合、自由権と社会権とは、権利の形式的法構造の相違からではなく、むしろ目的と結びついた実質的な法構造の違いという面から理解しなければならぬ。つまり、自由権は、平等な個人の存在を前提として、その

自由な活動を保障することを目的としているのに対し、社会権は個人と個人との間には社会的な地位に実質的な違いがあることを前提として、強い個人の自由権に対して一定の制限を加えるとともに、弱い個人に対しては、単純な自由の保障にとどまらず、かえってその生存を保障するために、国家が一定の保護を与えようとするのである（拙著『憲法と国際環境』（初版一九七六、有信堂）参照）。こうしたことは、すでにラートブルフが指摘したように（ラートブルフ著作集第五巻「法における人間」一九六二、東大出版）参照）、人間観をいわゆる抽象的人間から具体的人間へと転換したことによって克服されてきたものである。自決権によって独立を達成した諸国との関係では、こうした人権をめぐるこれまでの学問的蓄積は大きな意味をもっていると思われる。現代の日・米・欧の国家を考える場合、従って、それぞれの社会の経済的自由の保障の相違、資本主義の有り様が異なることを念頭に入れなければならない。

また、途上国の貧困や教育の問題が解決しないのは、先進国において自由権ばかりが強調され社会権に目がいかないことが問題なのではなく、現在の人権保障が国家単位であることが問題なのではないであろうか。国際共同体（International Community 国際社会）に基礎をもつ国際連帯が社会権に関して機能していないことが問題であり、国家単位であれば、人権に社会権が含まれたとしても、さしたる資源もなく一人あたりGNPが五百ドル以下の国々にとって、その国民に十分とまで

は言わずとも、「人間に値する」衣食住や教育など人権を保障することは不可能に近い（拙稿「地球社会の人権論の構築——国民国家的人権論の克服」国際人権創刊号および前掲拙著参照）。

（四）

個人中心主義について、著者は、支配的人権観において「個人」という発想が支配的であったため、植民地支配下にある人々、さまざまな少数民族、女性、先住民、農奴・隷農的地位にある人々などの尊厳に対する集団的・構造的抑圧の問題は長い間人権の問題として意識され、定式化されることがなかった、と言う。しかし、法思想における個人主義の問題は、著者も指摘するように、国家と個人あるいは国家と社会と個人の関わりの中で論じられる（たとえば著者引用の樋口陽一「権力・個人・憲法学」（一九八九、学陽書房）参照）。樋口の見地は、無頓着な「法人の人権」論によって個人の尊厳を後退させる論法が採用されている日本国では、中間団体の敵視の上にあえて「アトム的個人」を析出させたジャコバン型個人主義の問題意識を、すくなくとも一度は本格的に追体験することの方が重要ではないか、という点にある（同書三五頁）。もっとも、個人の人権としての人権の基本的性格を徹頭徹尾重視するという見地を貫くと、著者の指摘のように、マイノリティ集団の権利保障には問題が出ることは確かであろう。私のように、いわゆる

アフアーメティヴ・アクションというものを、これまで不均等な取り扱いを受けてきた集団に対し集団そのものを権利主体として認めるという立場をとり専ら平等を実現するための制度とすれば、肯定的になり、単純に個人主義対集団主義の問題として捉えることはできない。

なお、人類の歴史のなかで現在ほど国家権力が強大であったことはなく、それだけに自由権のもつ重要性は強まっていること、また、著者も引用するように、一九九八年度ノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センは貧困撲滅には公共行動が必要であり、それには表現の自由や報道の自由、自由選挙の保障が必要であること、つまり自由権の重要性を強く主張していることも指摘しておこう(『貧困と飢饉』(二〇〇〇、岩波書店)。

また、途上国が自由権ではなく生存権を主張する、という著者の認識について、自由権と社会権の關係について論じた伊東すみ子が次のように言っていたことを紹介しておきたい。「開発途上国にとって人権とは、個人よりは人民の問題であり、西洋的伝統と法思考により概念規定された市民的、政治的権利というよりは、先進国にとって不当に有利な現行経済構造の変革を通じての富の再配分であり、市民的、政治的人権の侵害は、それが大規模かつ重大と呼べる域に達するものでない限りは問題として取り上げる必然性に乏しく、逆に内政干渉の性質を帯びることになるというのが、開発途上国の切実かつ赤裸々な訴えであるとみてよいと思われる。」(同「女性・人権・NGO」

(一九八九、尚学社)。

さらに、一般的に説かれているように、国際人権保障は第二次大戦から始まると考えると、五十年の歴史の中で「人権」を捉えなければならず、そうであれば国際人権保障の中での「人権」は、まず、第二次大戦の前後に自由権が侵害されていたので「自由権」であり、六十年代に四十余の独立国が誕生し「自決権」であり、次いで「社会権」となるのではないであろうか(拙稿「国家主権と人権」国際問題一九八三年六月No.238参照)。各国の人権保障も歴史的に観察するときにその変容が明らかになるように、国際人権保障も歴史的に検討されなければならない。

欧州諸国が一九五〇年の欧州人権条約に見られるように自由権を重視したのは、経済的に豊かになったからではなく、戦争による荒廃と東西対立という状況に直面して、第二次大戦中に表現の自由や人身の自由などの自由権が徹底的に蹂躪されたからこれらの保護が最優先であったのであり、欧州諸国のシンボルとなったのは共產主義に対抗する理念を自由として掲げたからに他ならない(拙稿「ヨーロッパ人権委員会の活動とその性格——人権の国際的保障と国家主権の問題をめぐって——」法学論叢七十九巻一号および二号参照)。

(五)

以上いくつかの論点をあげてみた。著者の文際的人権論はき

わめて重要な問題提起であり、刺激的であるだけに、人権論そのものの一層の深まりを期待してのことであり、また、伝統的な学問的営為のなかに多くの良いものを見いだし得るように思えるからである。

最後に、編集委員会から本書の紹介を依頼された私には、前述した著書・論文のほか、資料的なものとして、日本で初めての『国際人権条約資料集』（一九七九、有信堂）、国連事務総長による草案註解の翻訳『国際人権規約草案註解』（一九八一、有信堂）（これには日本の論文・著作を網羅した文献目録を付した）、また、論文集ではあるが『永住者の権利』（一九九一、信山社）などがある。しかし、著者と私との研究・方法論の相違からであろうか、本書にはこれらの著書・論文に対する言及は一切ない。そのこと自体は著者の自由である。しかし、言及がないということとは、私自身が著者によって「人権先進国・米・国への過度の思い入れといった要素」（第六章）をもった国際法学者として暗に批判されているのであろうか。明示的に批判されているのは田畑茂二郎のみである。著者の理解と私の理解は、田畑茂二郎『人権と国際法』（一九五二）等について、対極にあるようである。なお、日本の学界には高野・宮崎・斎藤編『国際人権法入門』（一九八三、三省堂）や宮崎編『現代国際人権の課題』（一九八八、三省堂）などがあるが、これらも本文中に引用も言及もない。啓蒙的論文集だからであらうか（簡単なこれら

の紹介は、拙稿「国際人権の意義について」山影進編『新国際秩序の構想』（一九九四、南窓社）所収参照）。英語文献のみならず、日本語文献も、批判・批評から創造へと向かう足がかりとなるように思える。もともと、こうしたことを指摘せずにはおれない私が本書の適切な紹介者たりえたのか、私の目が曇っていたのではないか、筆を擱くにあたり、正直にそのことを告白しておきたい。